

犯罪人名簿に関する事務における 保有個人情報の外部提供について

1 保有個人情報を外部提供する目的

犯罪人名簿に記載された者の本籍、氏名、生年月日に変更が生じた場合又は犯罪人名簿に記載された者が死亡、失踪、国籍喪失した場合に、地方検察庁及び戸籍の変更先の市区町村に対して通知を行う。

2 保有個人情報の外部提供を行う理由

地方検察庁では、罰金以上の判決を受けた者の本籍地の市区町村長に対し、犯歴情報が記載された既決犯罪通知書を送付することとなっており、その既決犯罪通知書に記載されている氏名等に変動が生じた場合は、その訂正内容を通知する必要がある。また、犯歴情報は、本籍地の市区町村が管理することになっているため、戸籍の変更先の市区町村長へ該当者の犯歴情報を通知する必要がある。そのため外部提供を行うものである。

3 概要

(1) 事業の名称

身分異動通知及び民刑事項通知業務

(2) 実施主体

地方検察庁及び他の市区町村

(3) 保有個人情報を提供する業務の名称

犯罪人名簿に関する事務

(4) 事務の流れ

① 市民課により該当者の戸籍変動を確認

② 市民課より変動内容を、地方検察庁及び他の市区町村へ通知

(5) 提供する個人情報の記録項目

氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、筆頭者、賞罰、刑罰

(6) 提供した個人情報の取扱い

地方検察庁及び他の市区町村で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例に基づき保管する。